

川崎市緑の基本計画(案)に対する市民の意見と市の考え方

意見の分類	NO	市民の意見	市の考え方
第3章 1. 計画の位置付け	1	<p>総合計画やマスタープランが上位にあつてそれに抵触しないように基本計画を作るということで 本 当に緑を守り増やすということにはならないと考えます。</p> <p>むしろ緑を守るためには、必要なら総合計画やマスタープランを修正するくらいの考え方が必要だと思 います。これまでの行政のやり方を見ていると、縦割りのためかこのような動きが見られた例は残念なが ら非常に乏しいと感じます。</p> <p>傾斜地などにわずかに残った地域にとって貴重な緑を、目のかたきにでもするかのように消滅させマン ションが作られていく姿を見ると、私有地の私権を守りつつも緑を守るという市政全体の考え方と上位概 念の法制が必要だと思ひます。</p> <p>緑を守るということはそのことだけで目的が達成できるわけでなく、より広く公共事業や環境及び景観 の問題と切り離せないの、細かく分かれた縦割り行政でなく総合的な施策として行うことが必須であり ます。</p> <p>振り返って今回の基本計画(案)を見ると、やや総花的で具体性に欠ける面もあるが、賛成できる点があ らほとんどであります。重要なことはこれらの個別の施策を実施しながら、本当に市の政策が景観や緑を守り、 市民が本当に川崎に住んでいて良かったと思える街づくりの方向に転換することで、この意味からも緑政 部の拡充強化と大いなる活躍を期待しています。</p>	<p>緑の基本計画は都市計画マスタープランの分 野別計画であると共に、上位計画には新総合計画 があります。こうした関係する計画と整合を行う ことが必須事項となっておりますのでご理解い ただきたいと存じます。</p>
第3章 3. 計画期間	2	<p>緑、自然は、現在の状況に心を配ることに加え、長期計画がとても大切だと思ひます。植えて守り、育 てていく年月が必要です。その時々々の景気によって場当たり的に対応してはいけないのです。</p> <p>今回の案のようにはっきりと市の方針を示し文章にしていくことは、川崎市の緑を守り少しでも増やし ていく上で大変重要なことと思ひます。緑政部の方々ががんばってください。</p>	<p>今回の緑の基本計画は行政のみの取組みでは なく市民や事業所等の参画なしでは実現できま せん。今後、様々な主体との協働や連携により取 り組みを進め、計画に示された5つの緑の将来像 の達成に向けて頑張りたいと考えております。</p>
第3章 6. 基本方針	基本 方針 1「 協働」	<p>3 本計画(案)は、川崎市の緑の保全目標と道筋を明示したものとて歓迎し、高く評価します。平成1 2年に策定された「緑の基本計画(かわさき緑の30プラン)」は緑被率や水辺地(河川と運河)の考え 方が不明確であり、長年、緑の保全に取り組んでいる私たちには納得し難いものがありました。</p> <p>今回の計画(案)は、基本方針に市民・行政の協力を明示し、また具体的な緑の創出に4軸(多摩丘陵、 多摩川崖線、多摩川、東京湾)をあげるなど、今後の保全運動の励みとなる計画です。市民と行政の連携 をさらに強めてこの計画の達成を期したいと思ひます。</p>	<p>計画の実現に向けて様々な主体の協働や連携 により取り組んでまいります。</p>
4		<p>緑の基本計画を支える50の基本施策と132の個別施策を、どの様に実現してゆくかが、この計画の 成功を決めると思ひます。緑の保全・整備活動を続けている市民の立場から基本的な協力の検討を要請し ます。</p>	<p>施策の具体的な取組みは新総合計画に即し た緑の実施計画を策定し、取り組みを進めてまい ります。</p>
5		<p>普通の市民がその気になればできることもあると思ひます。何ができるか情報を各地から集め、市民に 知らせていく体制を作るべきだと思ひます。</p>	<p>今回の計画の基本には、協働が位置づけられて います。こうしたことから様々な主体の力が得ら れるよう、計画の周知や学習集会の開催などを行 っていく予定です。</p>
6		<p>何よりも初めに「市民協働」が出てくることに期待します。</p>	<p>行政と市民等が協働し、持続的に緑の保全、創 出が図られることを緑の基本計画の基本として います。</p>

「基本方針2 みどり軸」	7	<p>多摩丘陵を含む、多摩三浦丘陵への広域ネットワークを意識しておられますが、その丘陵域700km²の約1/3に当たる235km²は鶴見川流域です。</p> <p>川崎市全域の1/3近く、多摩丘陵域の南部は麻生川、早野川、矢上川など、いずれも鶴見川水系に属する河川の流域です。多摩三浦への展開をお考えであれば、基本計画の中に鶴見川水系、鶴見川流域への言及があるのが自然でしょう。</p>	<p>鶴見川流域には早野地区、岡上地区など自然環境豊かな地域も含まれます。また、基本方針の「みどり軸」の多摩丘陵軸に鶴見川流域における自然環境の保全についてお示ししています。こうしたことから、広域的な取組みの中に国が進めている「鶴見川流域水マスタープラン」もございまして、当該計画の趣旨を参考に、流域における自然環境の保全について基本方針の中に加筆してまいりたいと存じます。</p>
	8	<p>東京湾軸に対して、今までは治外法権的というか、企業が圧倒的に力を持っている工場地帯は工場立地法上の建前的な緑化対策を行ってきたが、今回の基本計画で「東京湾軸」と位置づけ市民的に議論できたのは大変評価できます。</p> <p>当然、企業、事業者の協力が不可欠となるわけですが「工場立地法」の「工業集落地特例」などを大いに活用して「かわさき臨海の森づくり」の共同宣言は実現してほしいと思います。</p> <p>事業者との連携による地区別緑化計画の作成にあたっては緑化地の「集落地特例」の運用で緑地がなくて困っている事業者にも効果的な緑化地の誘導が可能となりますし、川崎市がそのような市政で積極的に啓蒙と誘導を行えば事業者としても社会的責任(CSR)に位置づけやすいと思います。</p> <p>緑化地の「集落地特例」に特化すれば解決ということではなく、計画にもあるように事業所での緑化が大変大切であると考えます。事業所との緑化鑑定、推進協議会加盟の拡大等大いに進めるべきです。</p> <p>多摩川や運河の水際線に配慮した緑地や地域緑化を誘導するとありますが、賛成です。</p> <p>運河の生物について一部触れておりますが市民に対する理解活動が望まれます。</p> <p>多摩川や運河を緑の概念として捉えていくということには、市民の中には異論もあろうかと思いますが、私は事あるごとに緑の概念として捉えることには賛成である旨の発言をしておりますが、市民の多くは多摩川や運河の実態について1960～70年代のイメージで捉えている人がまだ多いと思います。</p>	<p>臨海部の環境改善にあたっては、今回の緑の基本計画の柱ともいえる施策です。事業者の理解と協力を得ながら『「(仮称)かわさき臨海の森づくり」共同宣言』や「地区別緑化計画の策定」などの取り組みを進めてまいります。</p>
	9	<p>多摩川の自然を大事にしたい。川の流れ、富士山をほかの山並みを景観できることは、都会に住んでいるのに恵まれています。</p> <p>まとまりのある樹林地と農地の保全、農ある風景の保全は、これからの子供たちのために行政に守ってほしいと思います。</p> <p>教育の一環として都会に住む子に農の体験や自然に目を向けることは必要と思います。基本施策で・保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み ・地域に残された身近な緑の継承 ・農地の保全と活用 ・農を知る機会と参加する仕組みの充実 ・多摩川緑地の整備と維持管理の充実 ・市民による緑地活動の推進 ・景観計画と連携した緑の施策推進の項目に取り組んでほしいと願っています。</p>	<p>多摩川の保全と活用については多摩川を市域の骨格を形成する「みどり軸」として位置づけ、多摩川プランの推進を計画案に位置づけております。</p> <p>緑を介した環境学習等の場の確保として、「みどり拠点」である緑と農の3大拠点において里地里山ミュージアム構想の実現を計画案にお示ししています。</p>
	10	<p>「多摩丘陵ゾーン」となる「多摩川右岸崖線ゾーン」でのボランティアをしています。遠くから見ても、その場で歩いていると、貴重な緑であると実感します。四季の草花を見ていると、川崎の行政に強く保全を求める力が湧いてきます。どうぞよろしくお願いします。川崎の誇りになれる自然を守ってください。</p>	<p>緑地の保全にあたっては、地権者のご理解とご協力を得ながら、今後も緑の基本計画の内容に即しながら取り組みを進めてまいります。</p>

基本方針3「みどり拠点」	11	<p>緑と農の拠点として、岡上、早野、黒川の3地区を挙げ、その保存を訴えたのは良かった。この他にも麻生区では片平、吉沢、栗木、宮前区では、水沢、潮見台などに多摩丘陵の自然の里山や田畑などが残っている。これらの自然を守っていくために、行政も力を入れてほしい。</p> <p>栗木地区は、マイコンシティの造成により、だいぶ自然が失われた。ホトケドジョウなどの貴重な動植物のいた万福寺地区も、大規模な住宅造成が行われている。黒川地区でも、「はるひの」など大規模な宅地造成の行われている地域がある。</p>	<p>緑と農の3大拠点はみどり拠点として位置づけ、里地里山ミュージアム構想の実現などを施策の柱として進めることを計画案にお示ししています。</p> <p>緑地の保全については計画案の重要な施策として位置づけ、地権者の理解と協力を得ながら保全施策の推進に努めてまいります。</p>
	12	<p>農地、農業を守る。地産地消のシステム作り。農業をすることにより緑地が保存されますので、緑地保存に対する補償を行えるシステム(法律、条令など)を作る。</p> <p>後継者を育てる手助けをする。跡継ぎの問題を幅広く行えるように、身動きが取れない状態にならないようにする。</p>	<p>農業施策については緑の基本計画にもお示しをしておりますが、具体的取組みは農業振興計画になります。今後も、緑政と農政との連携に努めながら緑地や農地の保全に努めてまいります。</p>
「ネットワーク」	13	<p>臨海部がこれまで長い間、市民を遠ざけていたことに鑑み、工場・事務所に対し一層緑地・用地の解放を求めるとともに、水際線の緑化や遊歩道等の整備を積極的に進めること。</p> <p>「風の道」「風の通り道」計画を実りあるものとするため、さらに工場並びに自動車による大気汚染対策・温暖化対策を推進する必要がある。</p> <p>市南部において、二ヶ領用水の再現・再生を図るなどして市街地に、水辺を取り戻すことにより緑をさらに増やすこと。</p>	<p>臨海部のほとんどが工場敷地となっており、市民が海と関わる空間は限られている現状ではありますが、港湾緑地の整備、事業者との連携による緑地の確保、土地利用の再編における効果的な緑地空間の創出や誘導に努めることを計画案にお示ししております。</p> <p>臨海部における風の道づくりなどの環境向上にあたっては、事業者と連携した『(仮称)かわさき臨海の森づくり』共同宣言』や「地区別緑化計画の策定」などを計画案に盛り込んでいます。</p> <p>河川環境整備にあたっては、河川改修等の機会を捉えながら、地域の実情に配慮した河川環境の向上に努めていくことを計画案にお示ししております。</p>
	14	<p>ビオトープとまでは行かなくても、学校、公園、街路樹、農地(生産緑地)、河川を利用して、緑をつなげていく。各地区で具体的な案を作る。緑をつなげて動植物を増やす必要。</p>	<p>緑と水のネットワークの形成を目指して、基本方針2の「みどり軸」、基本方針3の「みどり拠点」を基軸に、基本方針4で地域緑化の促進や身近な緑の保全をお示ししています。</p>
「市民文化」	15	<p>この緑の基本計画(案)に賛同した市民一人ひとりの日常生活で、川崎市での緑の現実問題に対する選択が変われば、今後大きな変化に発展することが期待されます。さらにこのことが地球環境・温暖化問題の一つの解決策として、大きな市民運動ともなれば、川崎市というローカルな町から世界へのメッセージになると考えている。</p>	<p>基本理念を「多様な市民が緑をつなぐ地球環境都市かわさきへ」としており、身近な緑の取組みの輪が地域間の連携・交流により、その結果として地球環境に貢献していくことを基本方針にお示ししています。</p>
	16	<p>緑を守ることは地球を守ることであるとの認識を住民、特に小、中学生に持ってもらうための広報、イベントをする。(今地球の危機は一刻も猶予できない状態)</p>	<p>緑に関するイベント等の開催については、普及啓発という視点から計画案に盛り込んでおります。</p>

<p>第3章 9. 緑の施策目標</p>	<p>17</p>	<p>「運河」を新たに、緑の確保項目に加えることについて、極力緑と水辺の連携を強めるなどして、市民の理解を得るようにすべきである。 山林及び都市農業への振興を強化する中で、年々減少する「樹林地」「農地」の確保を図る必要がある。</p>	<p>計画案における運河は、臨海部の貴重な自然的環境資源と捉え、景観や緑と港のネットワークの形成、生物の生息・生育空間、都市気象の改善など、多様な機能を保有するものとしています。こうした運河が緑による臨海部の環境向上の取り組みと効果的に結びつくよう事業者等の理解と協力を得ながら、緑の創出や維持に努めてまいります。 緑地の保全については基本方針の根幹となる施策として提示し、今後も取り組みを進めてまいります。</p>
<p>第3章 10. 基本施策</p>	<p>18</p>	<p>緑の保全と緑化の推進という難題に取り組み、ごころうさまで。私どもの地域でも、新百合ヶ丘万福寺の「開発＝緑の減少」が実現し、また、東百合丘1丁目をとっても、小規模ながら「開発＝住宅建設」で里山、畑などが消えていってしまいます。 素人的な意見ですが、地主さんが不動産屋に土地を売買するとき、必ず緑についても市が加わって検査するようなことはできないものではないでしょうか。(建築段階では緑を守り増やすことがもっと大変になると思うので。)</p>	<p>緑の保全に関しては、樹林地の所有する地権者の財産権を尊重し、緑地保全制度への理解と協力が何よりも大切なことです。こうしたことから地権者への緑地保全制度の周知やJAなどの関係機関との連携・情報交換などが大切な取り組みとなることから、こうした内容を個別施策として計画案にお示ししています。</p>
	<p>19</p>	<p>緑の保全の基本は樹林地の保全です(街路樹、屋上・壁面緑化による緑化地の創出も必要ですが)。多摩区は多摩川崖線緑地の保全・整備の団体による「多摩川崖線緑地の保全ネットワーク」(「たまよこネット」)を設立しました。注) 昨年「たまのよこやまフォーラム」の成功を受けて結成。 高津区(津田山緑地里山の会、川崎・多摩丘陵の里山を守る会)麻生区(麻生の里山を守る会)宮前区(グリーンフォーラム21みやまえ)。将来は各区を結んだネットワークの結成を目標としている。こうしたネットワークとの協力を行政として検討して頂きたい。</p>	<p>市民活動のネットワークは基本方針5に示しているように大切な取り組みです。こうしたことから機会あるごとに市民との協働による人のネットワークづくりを目指します。また、計画案には緑のボランティアセンターの充実なども盛り込み、市民活動の連携・交流の輪を広げていくこととしております。</p>
	<p>20</p>	<p>緑地保全トラストの検討を進めてください。新しい緑地保全策として「緑地保全トラストの検討」を提唱されたのは施策として斬新であり、市民・行政が協力して取り組み、今後の有効な緑地保全策と思い、是非進めたい施策です。 生田緑地の中央部と東部地区を結ぶ1,000㎡弱の樹林地(通称どんぐり山)を保全するための1,500万円の「どんぐり山トラスト募金」は2002年7月にスタートし、2007年度内には、目標を達成して緑の保全に対する市民の底力を示します。 2007年12月の議会では、環境局長が緑地保全施策として「企業・市民との協力により緑地保全トラストを支援すると答弁しています。 横浜市は緑の保全策に樹林地を取得する事業として「よこはま協働の森基金」事業を進めています。川崎市を市民と共に緑地保全トラストの具体的な検討を進めてください。</p>	<p>トラストについては、歴史・文化、自然環境や景観の保全等に向けた自主的な市民運動と認識しております。トラスト運動には、(財)鎌倉風致保存会による鶴岡八幡宮の御谷の保全、北海道斜里町の知床国立公園内100平方メートル運動、神奈川県の小網代の森を守る会の活動などが有名ですが、地域を越えた取り組みから身近な緑等の保全運動までとその運動形態は多様です。計画案では、現時点でトラストに関する明確なビジョンをお示しすることはできませんでしたが、緑の保全施策の一つとして位置づけました。今後、市民運動によるトラストのあり方について、他都市の事例を参考にしながら検討し、整理を行いながら、川崎らしい市民運動としてのトラストへの支援策について検討を進めてまいります。</p>

21	<p>街区公園設置の柔軟な基準づくりをお願いしたい。私たちの住む久地2丁目は平瀬川とかすみ堤に囲まれた地域ですが、今年になってそのかすみ堤が売却されるという問題が持ち上がりました。</p> <p>かすみ堤を管理する国土交通省京浜河川事務所の説明によれば、国の国有地売却促進策の一環であり、一般競争入札による競売に向けて手続きに入っているというのです。更に驚いたことには河川事務所が川崎市に公園用地としての買い取りを打診したのに市はこれを断ったというのです。</p> <p>かすみ堤は永年にわたって地元の公園化の要望があり、何度も当時の建設省にお願いした経過があります。川崎市も一緒に口ぞえをしてくれていました。公園化の最大のチャンスが訪れたというのに、どうして市が断ってしまったのか。250m範囲内に1箇所という街区公園設置基準があり、数年前に近くに梅林公園ができて、その基準を充足しているというのが理由だそうです。</p> <p>しかし、これはあまりに硬直した考えではないでしょうか。すぐ近くに855戸、2600人の居住人口をかかえる巨大マンションが完成しています。単に250m範囲という距離だけ考えるのではなく、どれだけの人が居住しているのか(人口密度)というのも公園の性格上大切な基準ではないでしょうか。</p> <p>かすみ堤はかつての信玄堤の名残をとどめる歴史的にも由緒ある場所です。町会の管理によって育てられてきた桜並木は地元のいこいの場として親しまれてきました。見事な緑道公園に最適な公有地が、開発業者に売却されれば高さ20mの壁のようなマンションが建ちかねません。幸いにして保全を求める町会の請願は市議会で満場一致採択され、国への意見も出していただきました。保全への願いは一步前進しています。</p> <p>「緑の基本計画」の「歩いていける身近な公園の整備推進」によれば、誘致距離についてはより柔軟な考えが検討されているようです。今回のかすみ堤売却問題の際、公園緑地課が当初示した街区公園設置基準の機会適用も改められるべきと思います。</p>	<p>計画案での街区公園の配置の考え方は、歩いていける身近な公園の確保を目指しております。具体的には、これまでの誘致距離の考え方を基本に、小学校区を構成する町丁目の2/3への充足に努めることを新たな考え方として付加しています。今後は、地域の公園設置状況を解析し公園確保の優先性等を整理した上で、借地公園などの手法も活用しながら、身近な公園の確保に努めてまいります。</p> <p>また、公園の確保にあたっては地権者の理解と協力が必要となる他、多額の予算が必要となることから、新総合計画の公園整備に関わる財源規模と整合を図ることが必要となることをご理解ください。</p>
22	<p>50の基本施策と132の主な取り組みは、良くできていると思います。ぜひともこれを実行していただきたい。それには、一つ一つの取り組みについて変化があるたびに市民に知らせていくことが必要ではないかと思います。</p> <p>しかし、同時に緑の破壊を進行していくわけで、そのことも市民に知らせていくべきではないかと思います。</p> <p>「市街化の進展」などとまとめてしまわないで、具体的にどこでどのような事情で緑が破壊されるかを逐一公表するのです。そのようにして、市民に考える材料を与えるべきだと思います。</p>	<p>施策の推進にあたっては緑の実施計画を策定し、毎年、環境審議会に報告することとしております。</p> <p>また、こうした施策成果が市域の自然環境の減少にどの程度の抑止効果を果たしたか、その推移を「自然的環境の分布」で一定期間ごとに調査し、公表していくこととしております。</p>

23	<p>私が居住するマンションの隣地に新しいマンション建設計画が持ち上がりました。16500㎡の敷地にぎりぎり目一杯、420戸の超過密なマンションを建設するというのです。1ヘクタールを超える大規模開発なのでアセスメントにかかりました。しかし、私たちのマンションに最大7時間半も日影被害を及ぼすのに「工業地域だから合法」「著しい影響がない」と平然と書かれているのを見て唖然としてしまいました。</p> <p>これだけの規模のマンション建設ですから当然公園が造られるのだと思っていました。市の総合調整条例では面積が3000㎡を超える開発・建築行為については6%以上の公園または緑地を設けることになってははずだからです。</p> <p>ところが、計画にはどこを見てもその提供公園がありません。条例にある例外規定を使って公園を造る代わりに緑化基金というお金を出せばそれでよいという制度があるというのです。</p> <p>担当に話を伺うと、同一事業者が7年ほど前に近隣地で行った大マンション建設の際設けた公園があり、それが250m範囲内に1箇所という街区公園の設置基準を満たしているから公園を造らなくてもいいということでした。</p> <p>16500㎡×6%=991㎡。ちょうど300坪ですから立派な公園ができるはずですが、マンションができれば新たに1300人近い人々が住むこととなります。高津区はワーストワンの保育園不足とともに、子供の遊び場が少ないことも深刻です。ノクティエのオープン時のエレベーター前は、屋上で子供を遊ばせる母親がいっぱいで、かわいそうでたまりません。また、普通ではありえない7時間半もの日影被害を被る私たちにとっても、公園を適正に配置することで、かなりの改善が図られるはずなのです。</p> <p>私たちは市議会に対して「(仮称)溝の口末長共同住宅建設による被害軽減のための計画変更を求める請願書」を提出しました。請願項目の2番目は「緑化基金対応を認めず、条例どおり6%以上の提供公園を設けさせてください。たとえば、公園を西側に散歩道(緑道)型に設置することで、日照阻害やプライバシー被害を軽減することが可能です」というものです。</p> <p>6月22日に行われたまちづくり委員会の請願審査を傍聴しました。その席で、委員さんの質問に対して行政が答えていた見解には強い違和感を持ちました。「市は、提供公園にするか緑化基金にするかのメニューを提示し、どちらを選ぶかは事業者の選択に任されています」と主張されたのです。これは明らかに提供公園を認めた条例の解釈を誤っていると思います。</p> <p>公園提供が原則で、市長が必要ないと認める場合に例外として緑化基金対応が認められるのに過ぎないことは明らかではないでしょうか。末長の場合、「対象事業区域の周辺の状況、対象事業区域における建築物の配置等を勘案」すれば、公園を設ける必要がないという判断が出てくる余地はありえないはずですが、提供公園にかわる緑化基金は開発面積6%相当の土地代金だけだそうです。</p> <p>250m範囲内に1箇所という市の設置基準に基づく街区公園の整備はほぼ達成されつつあるようです。だとすればこれからのマンション建設は提供公園を造らなくてもよいということになりかねません。「市長が必要ないと認める場合に例外として」という市の主体的判断が明文化されているのですから、事業者自由選択という誤った解釈と運用は改めるべきだと思います。</p> <p>前期の請願は全会派一致で採択してもらいました。この種の請願では異例なことだそうで、提供公園問題での市の対応に関する私たちの疑問が間違っていなかったことを市会議員の皆さんに理解を頂いたと思っています。弁護士に伺ったところ、市の主張は条例解釈を誤っている疑いが濃いという見解でした。</p> <p>今の提供公園の制度にいろいろ問題があるとは聞いています。マンション建設に伴い小規模の提供公園が増え続け、管理に手が回らないそうです。財政難の中、人手も足りず、これ以上小さな公園が増えすぎては困る、むしろ緑化基金にしてもらったほうがありがたいと考えているのではないかと疑いたくなります。</p> <p>新しい「緑の基本計画」の制定に当たっては、提供公園制度に関する市の現在の解釈と運用の誤りを正し、本来のあり方に戻すことを明示していただきたいです。</p>	<p>現在、進められている開発や建築物の建築に関する指導は、都市計画法を始めとする関係法令や条例等に基づき進められています。ご指摘の内容は、こうした開発等に関する基準等に関わるものですので、現行法令に準拠して定められる緑の基本計画が言及する範囲とすることはできませんのでご理解いただきたいと存じます。</p> <p>共同住宅等の建設に伴う公園整備については、議会等の要望も含めながら、今後、個別事案として検討してまいります。</p>
----	---	--

24	<p>基本計画案は緑地保全の目標として、現況 182ha を 90ha 増やして 272 ha にするとしています。A ランク斜面緑地の約半分を保全しなければならず、容易なことではありません。</p> <p>「保全配慮協議制度」が施行されてからの協議内容にかかわる全データの情報公開を求め、概括的な検討を試みましたが、残念ながらこの制度によって緑地全体が開発から免れた事例はもちろん、期待された新制度、6%の提供緑地プラス 4%の保全配慮民有緑地、計 10%の保全・回復型緑地が実現した事例を挙げてできませんでした。</p> <p>昨年、麻生区柿生の A 評価緑地、それも一級の柿生の里の一角に持ち上がった地下室マンション計画のケースは、新制度がほとんど実効性をもちえていない現状を示しています。</p> <p>緑政課による 3 度の買い上げ交渉が不調に終わり、開発協議に移行した結果、緑地の外側の駐車場が提供緑地ならぬ提供公園とされ、それに隣接する筈の保全配慮民有緑地は、離れた場所に、馬の背のような細く切れ切れに設置されることになってしまいました。しかも開発工事が始まるとそれすら伐採されてしまったのです。</p> <p>柿生の住民が行った開発審査会に対する開発許可の取り消しを求める審査請求は、6 月 20 日付で棄却の判決が出ました。「開発許可の基準には緑の破壊についての規定はない」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例及び川崎市緑化指針は開発許可の基準になく、審査庁の判断する事項ではない」というのがその根拠です。</p> <p>問題は、実効性ある緑地保全のためには、そのような現行開発協議の限界に切り込もうとの問題意識から「開発協議における自然的環境保全配慮協議制度」を導入したのではなかったかという点です。現に、開発許可制度と緑保全施策の制度的リンクの試みと位置づけられ解説されていた筈です。</p> <p>地方分権をうたいながら、開発許可についてはあいかわらず全国一律の制度を基準とし、これに適合すれば許可を義務づけられている制度の壁を越えることは容易でないことは理解しているつもりです。しかし、市長諮問を受けて環境審議会が緑と公園部会の審議を経て答申し、緑条例の改正へと進んだ「新しい緑地保全方策」、開発協議に緑保全を押し込もうとする画期的試みが何故このように機能しないままなのか、きちんとした検証と総括が必要です。</p> <p>「案」に、僅かですがこの点が触れられました。「制度の成果や課題を検証し、* 緑地基準の実効性、* 配慮書の内容に対する行政側の助言記載欄の充実、* 自然的環境保全配慮協議の事後確認、* 自然的環境保全配慮協議の評価と公表、の視点による制度の充実に向けた検討を行います」。</p> <p>まさに「事後確認」すれば柿生の「保全配慮民有緑地」とされた緑が皆伐されてしまった事実を知ることができ、この制度が有効に機能していないことが確認できるはずですが。</p> <p>しかし、助言記載欄の充実といった書式の手直しでは解決しないと思います。現行都市計画法・開発許可制度の枠組みでは緑は守れない、緑保全を開発協議の中にビルトインしようというこの制度の“画期的意義”がどれだけ行政内部で認識されていたのかが問われていると考えるからです。</p> <p>私の何度かの体験を通じ、保全配慮協議の受付窓口が緑政部の内、公園緑地課とされたこと（必要があれば保全班も関与するにしても）が機能不全の一因ではないのかとの思いを強くしました。開発協議の一環としての公園造り、緑化計画の指導というこれまでの仕事の延長としか理解していないのではないかと感じたからです。</p> <p>専任の担当窓口の配置も含め、この制度が本来目指した筈の実効性をあげられるよう運用の抜本的改善をお願いします。</p>	<p>現在、進められている開発や建築物の建築に関する指導は、都市計画法を始めとする関係法令や条例等に基づき進められています。ご指摘の内容は、こうした開発等に関する基準等に関わるものですので、現行法令に準拠して定められる緑の基本計画が言及する範囲とすることはできませんのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取り組みを進めてまいります。</p> <p>平成 16 年度から施行した自然的環境の保全配慮については、一定の取組み期間が経過したことから、課題等を抽出しながら制度の充実を取り組むことを計画案にお示ししています。</p>
----	---	---

25	<p>「保全配慮協議制度」の点検、実効化策とあわせ、ぜひとも強調したいのは管理にだけでなく保全にこそ市民参加と協働の仕組みを活かすべきではないかということです。</p> <p>保全された緑地や公園、河川などについては、その整備・管理についての参加と協働の仕組みが年々発展しています。基本計画でも協働が基本方針の第一にあげられています。</p> <p>同時に、開発から緑を守るには、緑政部局（とりわけ保全班）の努力にまかせるのではなく、協働による市民パワーの動員をおおいに活用すべきではないでしょうか。それを可能にするためには別途総合的な制度設計が必要とは思いますが、これについてはすでに、緑地保全アセスや、それを含む総合的な仮称多摩丘陵のみどり保全条例などの市民提案をしていますがここでは省略します。</p> <p>1つだけ具体的に提言するとすれば、斜面緑地保全カルテの活用です。地権者情報などの保護のため、公開に慎重さが求められるのは理解できます。しかし、過度の公開制限が、市民による活用を妨げています。正確な斜面緑地情報は、市民の側が保全にアプローチする知恵を生み出すために不可欠です。</p> <p>開発による緑の破壊は、例えば柿生の地下室マンションのように5000㎡近い比較的大きなものばかりではありません。最近の開発余地の減少からか、小規模宅地開発による緑の蚕食が増えてきています。</p> <p>緑地保全制度のうち、特別緑地保全地区は3000㎡以上、条例による緑の保全地域でも1000㎡以上という限定があります。小規模緑地を保全する制度の導入を検討すべきではないでしょうか。300㎡以上の緑地を対象とする都市緑地法による市民緑地制度の活用が言及されていますが、ぜひ実現してほしいものです。</p> <p>世田谷区では、市民が気軽に緑とふれあういいこの場としてこの市民緑地契約地が増えています。50㎡以上というもっと小さな民有地の緑を保全管理する「小さな森制度」も参考になります。</p> <p>高架道路と暗渠を撤去して都会のど真ん中に河川を復元した韓国ソウル市の清溪川プロジェクトが世界的関心を集めました。</p> <p>新・緑の基本計画は、環境審議会緑と公園部会石川部会長が常々おっしゃっている「自然環境（水と緑）の保全・復元を都市づくりの軸にすえるべきだ」という思想を体現したものと信じます。そのことを鮮明にアピールするにはソウル市清溪川とまではいかないまでも、目玉となるようなプロジェクトがほしいものです。</p> <p>「これ以上北部の斜面緑地の破壊を許さない」、「臨海部の運河を風の道とよぶにふさわしい水辺地として再生する」という2大プロジェクトこそそれにふさわしいと期待をこめて提言するものです。</p>	<p>緑地保全の取り組みにあたっては、施策展開の取り組みの原則や手法、基準等を明らかにし、斜面緑地総合評価や斜面緑地保全カルテが連携しながら効果的な施策展開が果たせるよう「保全配慮地区内における緑地保全指針の策定」として計画案にお示ししています。</p>
26	<p>市民トラスト運動について、市民による緑地保全トラスト支援についての簡単な言及があります。トラスト運動という言葉にはロマンをかきたてられる響きがありますが、地価の高い大都市では実現性に大きな困難が付きまといます。秩父のトトロの森トラストは、トトロと宮崎駿監督という全国的なネームバリューがあって始めて成り立っている気がします。</p> <p>その点で、横浜市の「よこはま協働の森基金」は興味深い制度です。1000㎡から5000㎡という比較的小規模な樹林地を対象にしていること、樹林地の管理ができることを条件に、市民負担は取得費の1割以上というのですから、手の届く範囲といえます。川崎でも市民の基金拠出が具体的な・特定の緑地の保全に直結するトラストの仕組みを作ってほしいものです。</p> <p>自分の出したお金でこの緑が守れたという達成感が充足される制度になれば市民トラスト運動も飛躍的發展を期待できると思います。</p>	<p>計画案では、現時点でトラストに関する明確なビジョンをお示しすることはできませんでしたが、緑の保全施策の一つとして位置づけました。今後、市民運動によるトラストのあり方について、他都市の事例を参考にしながら検討し、整理を行いながら、川崎らしい市民運動としてのトラストへの支援策について検討を進めてまいります。</p>
27	<p>斜面開発をしない。残された大切な緑ですので、開発をしないという方向で条例を作ってください。</p>	<p>開発をしないという方向の条例は財産権の保障などの観点から非常に難しいと考えますし、そうした考え方を緑の基本計画に記載することは難しいと考えています。</p>

	28	<p>近年では緑地保全の運動も行われているようですが、現在では規制の甘い10000㎡以下の緑地の分割や開発に関しても規制を強化すべきと考えております。</p> <p>また、マンション建設も盛んですが、環境に負荷をかける過剰な開発は、某ニュータウンのように子育て世代が転出した後、巨大な産廃物となる可能性も踏まえ、行政が強い態度で反対することを望みます。</p> <p>また、ゴミ焼却に伴うCO₂の排出について、これを削減するためにもゴミの分別収集を法制化して頂きたいです。毎日のゴミ収集量から見ても処理場の能力も限界に近づいているのは確実であり、迅速な対応が必要です。</p>	<p>緑の基本計画制度は、都市計画法を基本とした都市緑地法を根拠としております。こうしたことから開発に係る法令や議会の承認など一定の手続きを経て制定された条例などに基づく制度運用への提言は本計画が取り扱う範囲ではないと考えておりますのでご理解ください。</p> <p>また、CO₂の排出に関する地球温暖化対策については計画案でお示ししていますが、ゴミ処理の具体的な取り組みは、一般廃棄物処理基本計画でお示しています。</p>
第4章 区別方針全般	29	各区が実状にあった企画をし、実行する。	区ごとの取り組みについては都市計画マスタープランの区別計画に示された「都市環境」に整合させながら、計画案で区別の方針としてお示ししています。
第4章 4.高津区	30	<p>私の住む津田山は、近くに緑ヶ丘霊園、森林公園、里山と緑に恵まれています。毎朝霊園の中を歩いています。四季の移ろいを感じ自ら歩ける幸せを感謝しています。</p> <p>歩いていると、真黄色に色づいた大銀杏、その横には大きな金木犀、形の良い大樹、おいしい空気と香りを胸いっぱい吸って、心のリフレッシュをしています。</p> <p>このような環境を未来の子供達に残す責任があると思います。</p> <p>津田山公園のすずかけ、けやき、いちょうと立派に成長した樹々も子供の成長と重ね合わせ感慨深いものがあります。</p>	計画案では、市民協働を基本とし保全緑地の再生などをお示ししています。次世代につながる地域の自然環境の保全に今後も持続的に取り組むことを期待しています。
第4章 5.宮前区	31	<p>宮前区は人が好き、緑が好きの区政のモットーとして来てきていましたが、口先だけの文言のように思われても仕方ありません。</p> <p>農業従事者や山持ちの人々の樹木を倒し跡地にコンクリート集合住宅の建設が著しく増加しています。遺産相続だけでなく高収入を目的とした建設が目につきます。</p> <p>誰でも人は高い収入を望むものですが、樹木を少しでも残す建設の方法もあると思います。建坪率の制限を樹木の少しでも残せる、残す方法はないものでしょうか。街路樹の伐採も建て売りの場合、車の出入りの必要上切り倒しているのも見かけます。現場に出かけ許可しているのでしょうか。書面だけではまずまず緑は少なくなります。</p>	緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取り組みを進めてまいります。また、緑の基本計画の内容を周知しながら、それぞれの関係機関の政策立案や事業者による事業計画立案の参考にしていただくよう努力してまいります。
第4章 6.多摩区	32	<p>向ヶ丘遊園における問題点 (生田緑地のよさが生かしきれていない、ごみが多く景観が損なわれている、駅前が雑多で統一感がない) 我々が提案する向ヶ丘遊園(向ヶ丘遊園再開発のコンセプト「緑豊かな快適な街 ~人工物と自然の調和~」)</p> <p>コンセプトのポイント (向ヶ丘遊園と生田緑地の関連性を上げ、生田緑地への興味をアップさせる、生田緑地の街ということで、街自体も緑があふれる、自然豊かな街への再開発をポイントとしている、ただ自然が豊かな街というだけでなく、人々が住みやすく、快適だなと感じる街への再開発も同時に含まれる)</p> <p>具体案 (生田緑地までの道の整備を行い、生田緑地への期待感のアップを図る、ビル屋上に芝生を生やしたり、街のいたるところに木を植え、緑の多い街をアピールし生田緑地との関連性をあげる)</p>	生田緑地については大規模公園緑地の整備という施策の中で計画案にお示ししています。具体的な整備の取組みについては、事業実施レベル段階での取組みになると考えますので、別途生田緑地整備事業の中で整理されるものと考えております。

	33	多摩区では基本計画の線に沿って「多摩川崖線緑地保全ネットワーク」(通称たまよこネット)が立ち上がりました。多摩川崖線軸に沿った緑地保全に市民の力を結集するものです。こういったところにぜひ行政と市民が共同して取り組んで行きましょう。そのための具体的な計画に期待します。	基本方針5に市民活動の地域間交流の必要性を記載しております。今後も市民、行政と連携し身近な取り組みの輪をひろげ、地球環境規模の取り組みとして発信できることが大切であると考えています。
第4章 7.麻生区	34	麻生区の緑を守っていただきたく存じます。緑の基本計画を推進されることを希望します。	緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取り組みを進めてまいります。
第5章 1.実施計画の策定 に向けて	35	平和や緑化やイメージ的に総論で反対する人は、希少ですが、各論になると、お金もうけ(緑については、開発及び予算不足)がつい優先しがちです。計画開始の後も、いろいろ障害が発生することもあります。やれることから始めるべき。立派な(案)が完成後、この(案)の文字がなくなり、一日も早く実施されることを期待します。 川崎市の10年、20年先に、この計画が評価されるべく市民一人ひとりに可能な限り、衆知徹底されるよう願います。上都であり、そのイメージの徹底した川崎市が、これだけの基本計画をスタートさせる決意をし、阿部市長以下、市民、企業が、この実施に向け一丸となって取り組んでいるのを想像するだけでゾクゾクします。 現在、市により保全となった津田山の斜面緑化で、樹木の低い荒地化した斜面の緑地化のため、どんぐりから苗木を作り植樹するなど、森の再生に挑戦しております。ものすごいことに、5年ですでに穂との身長より高くなっている苗木も増えてきております。一年でも早く、一人でも多くの市民(企業)が賛同し、共同する将来を見つつ、自分たちでやれることからスタートしております。	緑の基本計画の実現は行政の取組みだけでは困難です。市民、事業者など様々な主体の力が必要です。そのために機会あるごとに計画の周知に努力し、地域による市民緑化運動を促進してまいります。
	36	大いにこの基本計画をおしすすめてもらいたいと思っています。私の家の裏山も造成の危険にさらされ、付近の人々と一緒にミドリを守ろうと必死です。このプラン、題目だけになしに、行政、市民一体となって守っていききたいです。基本計画大賛成です。	実現性が担保されるよう様々な主体の力を得ながら新たな緑の基本計画の推進に努めます。
	37	市の緑に対する予算を大幅に増やしてほしい。	新総合計画の実行計画に掲げる目標達成のため、様々な分野にバランスよく予算配分することが必要と考えておりますので、ご理解ください。
	38	今回の川崎市緑の基本計画案、難しいことはわかりませんが、今ある緑を保全するために、なわばりを捨て、他地域とのつながりやいろいろなネットワークをつないでいくことは良い取り組みだと思います。緑政課は行政の中でも本当に市民側に立った取り組みや活動をしてくださるので、感謝しています。緑政課の方も私たちのボランティア活動に参加していただき、心強いです。 しかし、次の世代への継承、若い世代の拡大が難しい現状です。ボランティアに任せるだけでなく、市との協力で子ども会などイベントをやって、小さいうちから緑に親しむ活動も、順々にしてほしいと思います。	緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取り組みを進めてまいります。 保全された緑地は、良好な自然環境となるよう地域の大切な財産として市民交流を踏まえながら有効活用を図りながら、市民協働による維持再生を進めていくことを計画案にお示ししています。
	39	声にはなりませんが、緑に守られた環境が消えていくのを、区民はとても悔しい思いで見えています。尻手黒川線のために桜が切られても、残念だ、もったいないと私たちは話しています。 緑地指定された茶臼山緑地も半分はなくなって、何が市政なのかわからなくなってきています。今回の緑の基本計画を議会で承認していただき、これを楯に開発計画にストップをかけてほしいものです。	現在、進められている開発や建築物の建築に関する指導は、都市計画法を始めとする関係法令や条例等に基づき進められています。ご指摘の内容は、こうした開発等に関する基準等に関わるものですので、現行法令に準拠して定められる緑の基本計画が言及する範囲とすることはできませんのでご理解いただきたいと思います。

40	<p>私の周辺の緑喪失の主な原因は相変わらず「相続」です。</p> <p>今年も自宅から徒歩数分の場所(宮前区&多摩区)で、5箇所(約20000㎡)の緑が削られて住宅地となりました。その開発の原因はすべて相続です。一戸建て住宅ですが、約150件建ちます。生まれ育った緑豊かだった故郷の地区の緑は今年でそのほとんどが姿を消し、後は屋敷林を残すのみとなりました。</p> <p>緑破壊は時間との戦いです。いかにして「今ある緑をなくさない」ですむのか。実施計画はこの1点に絞って考えてほしいくらいです。</p> <p>緑保全の実行可能で具体的な施策は、環境局だけでは限界があると思います。他局にもぜひ協力してほしい。また市長さんには是非川崎の緑保全に大きな英断をお願いします。</p>	<p>緑地保全施策については、緑の基本計画の内容を関係機関等が政策立案の参考として活用していただくことが大切と考えております。今後も機会あるごとに緑の基本計画の周知を行うと共に、計画による施策効果が更に有効なものとなるよう可能な限り関係機関との連携に努めます。</p>
41	<p>今回の計画案は現状を是認してこれからの計画を立てているもので、従来(これですらも漸況後退の傾向が見られていました)のものに比べて考え方が後退しています。これは担当者殿としては現行の市政策と整合を取るべく苦心された結果だと思えます。</p> <p>緑地の保全はグローバルにもローカルにも今や最も喫緊重要な課題です。それが上位課題に位置づけられないようでは川崎市の「品格」が疑われます。</p> <p>緑地保全は未来への投資であり、老人の遺産を子孫に伝える大切な行為です。我々の世代で食い潰してはなりません。</p> <p>緑地は一度破壊したら元には戻りません。緑政担当者は全員こぞって市内部の雰囲気を変えるべく奮闘してください。</p>	<p>緑の基本計画は都市計画マスタープランの分野別計画であると共に、上位計画には新総合計画があります。こうした関係する計画と整合を行うことが必須事項となっておりますのでご理解いただきたいと存じます。</p> <p>緑地の保全にあたっては、地権者のご理解とご協力を得ながら、今後も緑の基本計画の内容に即しながら取組みを進めてまいります。</p>
42	<p>家の近くに緑が保全されました。自然が残されうれしいことです。有り難うございました。</p>	<p>今後も緑の基本計画に即した緑地保全施策を進めてまいります。</p>
43	<p>南武線の電車の中から外を眺めていて、驚くことが大変多くなりました。今年一年だけでも世界中の異常気象の一端を見ているように思えました。緑が少なくなったからです。</p> <p>緑の中に入ると、疲れた気持ちもやわらぐのを感じます。今の環境の中で育つ子供たちが可愛そうです。せめて今ある残された緑を守ることに重点を置いて基本計画を立ててほしいとお願い申し上げます。</p>	<p>緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取組みを進めてまいります。</p>
44	<p>市長のタウンミーティング、宮前地区での緑化について発言させていただきました。</p> <p>緑化が温暖化を抑えるということを知っての行動でしたが、はたして市民に緑化が温暖化防止に有効という認識があるのだろうかとそれまで知らなかった私も含めて思います。</p> <p>その後、ケヤキ並木の一部がバツサリ大枝を切られているのを見て、痛ましく、長年かけて大きくなっただろうと、残念に思いました。自然との共生をこれからは考えなくてはいけないのではと思いました。人の都合で自然を破壊してきたことのつげが回ってこないように。緑の効用は人の心の癒しになるとの報告もあります。なんとなく感じていたことでもあります。緑化とともに、これからは人が自然にかえせるものは何かと共生の道を考えていくことが地域、もっと広げて地球環境に大切なあり方と思います。ご検討ください。</p>	<p>地域の方々の参画による地域緑化の推進を進めていくことが、結果的に地球環境に配慮した取り組みにつながることを基本方針4にお示ししています。今後は、地域主導による地域緑化の促進を図り、身近な緑の保全、創出を行いながら、緑と水のネットワーク形成を目指してまいります。</p>
45	<p>緑の基本計画は、少なくとも今ある緑は守られる内容になっている点を評価しなければなりません。</p> <p>グリーントウンなどの開発につれて山が壊され、私たちのまわりから次々緑が消えていきました。今残っている緑地は貴重な私たち川崎市民の財産であると考えます。</p> <p>東京都の石原知事が言われたように、この時代に緑を減らし建物を建てるなど非常識極まりないことだと思います。少しでも緑を増やし、地球温暖化を防止すること。今私たちに求められている最も重要な選択肢です。</p> <p>古沢地区に総合病院を建てるか、大きな面積の開発です。緑を削ってまで作る必要はありません。</p> <p>緑の計画で、古沢の緑を守ってほしい。麻生区の緑を、多摩丘陵の緑を守ってほしい。壊すことはいつでもできますが、無くなった森や林を取り戻すことは不可能です。</p>	<p>緑の基本計画がすべての開発をストップさせることはできないことをご理解ください。開発にあたっては、緑の基本計画の趣旨を理解していただき、周辺環境に配慮した開発計画等に反映していただくことを期待しています。</p>

	46	<p>緑の保全はこれからの川崎市における最重要、市優先の公共事業である。 今回の基本計画(案)が完全なものでないにしても、これをベースとして関連する都市計画が検討される仕組みにしてもらいたい。</p>	<p>緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取り組みを進めてまいります。</p>
	47	<p>緑地保全をもっとしっかりやってほしいと思います。緑地がどんどん破壊されつつある現状を踏まえ、条例やトラストなど積極的にかつ早急に取り組んで実行性のある計画を立ててほしい。 緑地は一度失うと回復に多大な費用と時間がかかります。緑の創出ではなく保全にもっと力を入れるべきで、保全して守るしかないと思います。 緑政部を建設局に統合など、とんでもない。緑政局を作るべきだと思います。 緑の現状を考えると、行財政改革との整合性を言っている場合ではないと思います。取り返しがつくものとそうでないものがあると思いますが、緑地は待ったなしです。もっと高い見地から川崎市の将来を見て都市計画を立ててください。</p>	<p>緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取り組みを進めてまいります。 計画案では、現時点でトラストに関する明確なビジョンをお示しすることはできませんでしたが、緑の保全施策の一つとして位置づけました。今後、市民運動によるトラストのあり方について、他都市の事例を参考にしながら検討し、整理を行いながら、川崎らしい市民運動としてのトラストへの支援策について検討を進めてまいります。</p>
	48	<p>住みよい川崎を目指して、緑の保全、緑化の推進に取り組んでほしいと願っています。 近年マンション化が進み10年、20年前を思い出しますと、あまりの環境の違いにこれからは不安になっていきます。</p>	<p>緑地の保全にあたっては、何よりも地権者のご理解とご協力が必要です。今後も緑の基本計画に即しながら取組みを進めてまいります。 また、地域の方々の参画による地域緑化の推進を進めていくことが、結果的に地球環境に配慮した取り組みにつながることを基本方針にお示ししています。今後は、地域主導による地域緑化の促進を図り、身近な緑の保全、創出を行いながら、緑と水のネットワーク形成を目指してまいります。</p>
	49	<p>子供のころに、友達や家族と山や公園で遊んだことが良い思い出として残っています。思い切り大声を出し、ころげ回り、体全体が喜んだ感覚でした。家の近くから歩いていける場所(子供が)に、緑いっぱい公園があるといいと思います。 見て、(木に)触れて、(鳥の声を)聞いて、(緑の)香りを楽しみ、また(空気)風を味わう五感に癒しを与えてくれる緑地をぜひ残し、守り増やしてください。本当の豊かさはこういうところにあると思います。 場当たりの計画ではなく、長期、短期に気を配り、子供たちの時代に取り返しがつかなくなることはないよう、今から緑、自然を守り増やしてください。</p>	<p>今回の緑の基本計画は行政のみの取り組みだけでなく、市民や事業者等の参画なしでは実現できません。今後、様々な主体による協働と連携を進め、計画に示された5つの緑の将来像の達成に向けて頑張りたいと存じます。</p>
その他意見	50	<p>高津区役所の市制資料コーナーで計画案を閲覧しましたが、どこにあるかわからず何人もの人に調べてもらって、結局見つけるまでに30分かかりました。閲覧をすすめるのだったら、どのような形でおいてあるかも書いておくべきです。あるいはそこに常駐して事情がわかる人を一人確保しておくべきです。 資料コーナーは一階のフロアの一部であり「番」のアナウンスが鳴り続け、うるさい。部屋を確保すべきです</p>	<p>パブリックコメント手続の所管課へ、ご意見のあったことをお伝えいたします。</p>